

愛宕山輝橋からの落下事故の示談について

1. 事故経緯について

《輝橋の木の橋が抜けて7.45m下に落下》

『被害者情報』

笠間市下郷在住 70代男性

- 平成29年4月16日(日)8時00分頃から外出
- 15時44分頃 家族(息子)が本人を見つけ消防へ通報
- 消防により茨城県立中央病院搬送
- 病院にて死亡確認

2. 事故後の対応について

- H29.4 議員全員に事故状況のFAX送信
- H29.4 4月議員全員協議会詳細報告
- H29.6 遺族の了解を得て全国市長会市民総合賠償補償保険適用申請
- H29.8 保険会社の顧問弁護士と笠間市の責任割合確定(5割)
- H29.8 笠間市の責任割合について遺族から承諾
- H29.10 保険提出資料完了
- H29.11 保険会社から損害賠償金額確定(遺族の承諾済)
- H29.12 12月議会へ議案上程予定(追加議案)

【上程理由】

6月から交渉を続けてきた愛宕山輝橋からの落下死亡事故の示談協議が、遺族側、保険会社双方から了承が得られたことから、早急に示談を締結し、損害賠償金の年内支払を目的に追加議案として上程をさせていただきます。

※全国市長会市民総合賠償補償保険

市が所有、使用、管理する施設及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的に保険金を支払う賠償責任保険です。